

壬生町空家バンク実施要綱

平成30年 2月 5日
告示第 7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空家等を有効活用することにより、高齢者や子育て世代への住替え支援及び移住定住の促進による地域の活性化を図るために実施する壬生町空家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 現に居住しておらず、または近く居住しなくなる予定の個人が所有する町内に存する一戸建ての住宅で、住居として利用可能な住宅（併用住宅を含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空家等の売買又は賃貸（以下「売買等」という。）を行うことができる者をいう。
- (3) 空家バンク 空家の売買等を希望する所有者から申込みを受けた空家等の情報について、住替え、町内への移住定住等を目的として空家等の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

(協定の締結)

第3条 町長は、空家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 媒介業者の指名及び推薦
- (2) 空家等の所有者から空家バンクへの登録の申込みがあった物件の登録に必要な調査の共同実施
- (3) 空家等の売買又は賃貸借に係る契約交渉の媒介

(適用上の注意)

第4条 この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

- 2 壬生町暴力団排除条例(平成25年壬生町条例第1号)条例第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等と認められる者及びこれらと密接な関係を有していると認められる者は、本制度を利用することができない。

(空家等の登録申込み等)

第5条 空家バンクに空家等を登録しようとする所有者（以下「申請者」という。）は、空家バンク登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、内容が適切であると認めるときは、登録番号を付し、空家バンク登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳

」という。)に登録するものとする。ただし、当該空家等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賃貸借を目的として建築されたもの
- (2) 主として不動産業を営む者が所有するもの
- (3) 老朽化が著しいもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が空家バンクへの登録が適当でないとするもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空家バンク登録完了通知書(様式第3号)を当該申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の期間は、登録台帳に登録した日から2年間とする。ただし、第1項に規定する手続により、改めて再登録することができる。

(空家等登録事項の変更の届出)

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空家バンク登録変更届出書(様式第4号)により町長に届け出るものとする。

(空家等の登録の取消し)

第7条 町長は、空家等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録した情報を削除するとともに、空家バンク登録取消通知書(様式第5号)を当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録物件の売買又は賃貸の契約が成立したとき。
- (2) 登録物件に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。

2 登録者は、空家バンクへの登録を取り止めるときは、空家バンク登録取下げ申出書(様式第6号)により町長に届け出るものとする。

(成約の報告)

第8条 登録者は、空家バンクに登録した空家等(以下「登録物件」という。)が成約に至った場合には、空家バンク登録物件成約報告書(様式第7号)に契約書の写しを添えて町長に報告するものとする。

(情報提供)

第9条 町長は、登録台帳に登録した空家等の情報について、町ホームページその他適切な方法により情報提供するものとする。

(利用者の登録)

第10条 空家バンクの利用を希望し、情報の提供を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、空家バンク利用登録申請書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、空家バンク利用登録台帳(様式第9号。以下「利用台帳」という。)に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空家バンク利用登録完了通知書(様式第10号)を利用者に通知するものとする。

(利用登録事項の変更の届出)

第11条 利用者は、登録事項に変更があったときは、空家バンク利用登録変更届出書（様式第11号）を町長に届け出るものとする。

(登録物件の購入等の申込み)

第12条 登録物件の購入等をしようとする利用者は、空家バンク希望物件申込書（様式第12号）により町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があった場合は、当該登録物件の登録者及び宅建協会に対し、その旨を通知するものとする。

(利用登録の取下げ)

第13条 利用者は、登録を取り止めるときは、空家バンク利用登録取下げ申出書（様式第13号）により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の申出書の提出があったときは、利用台帳に登録した情報を削除するとともに、空家バンク利用登録取消通知書（様式第14号）を当該利用者に通知するものとする。

(利用者の登録の取消し)

第14条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用台帳の登録を削除するとともに、空家バンク利用登録取消通知書（様式第14号）を当該利用者に通知するものとする。

(1) 申込内容に虚偽があったとき。

(2) 空家バンクを利用するに当たり、ふさわしくない行為がある、又はそのおそれがあると町長が認めたとき。

(個人情報の保護)

第15条 空家バンク実施に関する個人情報の取り扱いについては、壬生町個人情報保護条例（平成16年壬生町条例第2号）に定めるところによる。

(登録者と利用者の交渉等)

第16条 町長は、空家等に関する交渉、売買又は賃貸借等の契約に関し、直接これに関与しない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

制定文 抄

平成30年3月1日から適用する。